

青森県報

第二千二百六十七号

平成十五年
十二月十九日
(金曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………(税務課) ……一

生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……二

結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) ……二

臨時の職業訓練の施行……………(労働・能力開発課) ……二

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道路課) ……三

過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事了了……………(同) ……三

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……三

大規模小売店舗の廃止の届出……………(同) ……四

選挙管理委員会……………(事務局) ……五

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……五

公安委員会……………(生活安全課) ……五

型式の検定適合遊技機……………(企画課) ……五

告 示

青森県告示第七百九十七号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があつたので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代 表 者 の 氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	変 更 日
変更前	青森オイルサービス株式会社	辻 與市	青森市安方一丁目九の九	平成 三・四・三
変更後	同上	辻 憲一	同上	同上
変更前	同上	辻 憲一	同上	同上
変更後	同上	辻 憲一	同上	同上
変更前	青森総合流通団地協同組合	小川 正弘	青森市大字野木字野尻三七の四九八	七・五・三
変更後	同上	櫻田 健	同上	同上
変更前	同上	櫻田 健	同上	同上
変更後	同上	倉田 文裕	同上	一五・六・三
変更前	株式会社東北タック商会	福田 伊八朗	青森市橋本一丁目九の二五	七・四・一
変更後	同上	渡邊 利男	同上	同上

名 称 所 在 地 指定年月日

平成十五年十二月十九日
青森県知事 三 村 申 吾

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

青森県告示第七百九十八号

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
ササキ石油販売株式会社	青森アポロ株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
佐々木千佳子	佐々木 誠一	塚野 泰久	對馬 伸二	竹尾 治	杉岡 繁樹	杉岡 繁樹	渡邊 利男	杉岡 繁樹	渡邊 利男	杉岡 繁樹	渡邊 利男
上北郡十和田湖町大字奥瀬字小沢口四二五の三	青森市長島二丁目一の八	〃	〃	〃	青森市橋本二丁目六の三	青森市橋本二丁目六の三	青森市橋本二丁目九の二五	〃	〃	〃	〃
一五・二・二	一五・七・一	一五・三・三	一五・三・三	一五・三・三	一〇・五・二六	一〇・五・二六	九・四・一	九・四・一	九・四・一	八・六・二	八・六・二

青森県立弘前高等技術専門学校	臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類 類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
・普通職業訓練 ・短期課程	公共職業安定所長から職業訓練を受けた者	推薦を受けた者	ワープロ科	十二日	一五人	

平成十五年十二月十九日
青森県知事 三 村 申 吾

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

青森県告示第八百号

名称	所 在 地	指定年月日
薬局ミミ もみじ薬局	上北郡下田町緑ヶ丘二丁目五〇の二〇八二 八戸市大字鮫町字八ノ木沢六の四	平成一五・三・五 一五・三・九

青森県知事 三 村 申 吾

平成十五年十二月十九日

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

青森県告示第七百九十九号

いちい薬局十和田店	十和田市大字三本木字北平一〇の一七	平成一五・三・一
-----------	-------------------	----------

青森県告示第八百一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区 間
県道	青森環状野内線	青森市古川三丁目五の二〇から 青森市千富町一丁目七三の一〇までの上り線 青森市古川三丁目五の二〇から 青森市千富町一丁目七三の一〇までの下り線

青森県告示第八百二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
九艘泊源藤城線	下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国 有林二八三林班ぬ ² 小班から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国 有林二八三林班ぬ ² 小班から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国 有林二八三林班ぬ ² 小班から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国 有林二八三林班ぬ ² 小班から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国 有林二八三林班ぬ ² 小班から	改築（道路改良） 改築（道路改良）	平成 一五・三・三 一五・三・四

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュおおわに店
南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田二七外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二三
代表取締役社長 反田悦生
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の三五
代表取締役社長 反田悦生
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年七月二十二日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、八五〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
八三台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 3 荷さばき施設の位置及び面積
一五〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
四四方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
二十四時間
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成十五年十一月二十一日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び大鰐町役場
 - 2 期間
平成十五年十二月十九日から平成十六年四月十九日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、大鰐町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成十六年四月十九日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく佃店

青森市中佃二丁目三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
中央商事株式会社
代表取締役 平井滉二

青森市中央二丁目九の二二

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃 止 前	二、三四九平方メートル
廃 止 後	〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成十五年十二月八日

五 届出年月日

平成十五年十二月五日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百二二号

平成十五年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二三、九二三 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六六、〇二二 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 - 東津軽郡選挙区 八、八五八 人
 - 西津軽郡選挙区 一八、二六五 人
 - 南津軽郡選挙区 二六、一八四 人
 - 北津軽郡選挙区 一七、一四六 人
 - 上北郡選挙区 三一、二七〇 人
 - 下北郡選挙区 一〇、六〇二 人
 - 三戸郡選挙区 二四、五九三 人
 - 青森市選挙区 七九、八六六 人

- 弘前市選挙区 五二、一〇七 人
- 八戸市選挙区 六四、四一五 人
- 黒石市選挙区 一〇、六〇六 人
- 五所川原市選挙区 一三、三五二 人
- 十和田市選挙区 一六、七九六 人
- 三沢市選挙区 一一、二六八 人
- むつ市選挙区 一三、三八六 人

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十九日

青森県公安委員会委員長 榎引利貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR世界むかし話G	株式会社藤商事
"	CR世界むかし話W	"
"	CR世界むかし話S	"
"	CRドラツモ天国M	豊丸産業株式会社

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
CR大工の源さんM6Z	CR大工の源さんL7Z	CR大工の源さんM5Z	CRウィンターコレクションFX	チャップリン・ワールド	CRファイバージャングルガールMX	CRトップクルージングGX1	CRトップクルージング3B1	CR大江戸百景GS	CR大江戸百景VS	CR大江戸百景GS2	CR猛獣王HN33	CRワイワイビンゴST
〃	〃	株式会社三洋物産	株式会社エース電研	奥村遊機株式会社	株式会社三共	〃	株式会社まさむら遊機	〃	〃	株式会社ソフィア	〃	サミー株式会社

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭